

経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和6年6月13日（木） 午前9時55分～午後0時09分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 山宮委員長、大東副委員長、齋藤（智）、相澤、木内、野村 各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴議員 鈴木議員、小野塚議員
- 6 説 明 者 山口経済部長、星野農林課長、地野観光交流課長
武井都市建設部長、石井建設課長、松井都市計画課長、関上下水道経営課長
- 7 事 務 局 武井事務局長、倉澤副主幹
- 8 議 事 (1) 経済部各課の所管・調査事項報告
(2) 経済部各課の調査事項検討・意見交換
(3) 都市建設部各課の所管・調査事項報告
(4) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換
(5) 今後の日程について

9 会議の概要

(1) 経済部各課の所管・調査事項報告

○委員長 それでは議事に入る。初めに、次第3の(1)、経済部各課の所管・調査事項報告に入る。

ア 農林課

・所管・調査事項報告

○委員長 それでは最初に、農林課の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いします。農林課長。

○農林課長 それでは農林課の調査事項について報告させていただく。資料2ページを御覧いただきたい。

最初に農業振興地域制度について触れたいと思う。この制度であるが、農業の健全な発展と優良農地の保全・形成を目的としている。農地の無秩序な開発を防ぎ、優良な農地を確保するため、農地法による農地転用許可制度と併せて設けられている。そして総合的に農業の振興を図るべき地域として県が指定している。さらに市では、土地改良事業などを行った農地は優良農地として確保及び保全が必要であり、農用地区域として指定し、一般的に農振農用地と呼んでいる。

ここから本題に入るが、農用地区域に指定した土地は、農業上の用途区分が定められており、農業以外の目的で使用する場合には農用地区域からの除外、いわゆる農振除外が必要となる。除外には公益性などが求められ、その他必要な許認可が確実に見込まれるものに限られ、本市における農振除外申請については、10月末で受付を締め切り事務処理を行うが、処理に10か月ほど要している。

次に事務の流れについて説明する。申請書受付後、内容の確認を行い沼田市農業振興地域整備促進協議会に除外の可否を諮り、その審議結果について農協、農業委員会、土地改良区へ意見を伺う。その後、群馬県利根沼田農業事務所へ事前相談を行う。申請案件の数や内容

にもよるが、令和4年度で申し上げると、この事前相談が終了し計画変更案が公告縦覧に至るまでに約9か月の期間を要した。さらに公告縦覧後の15日間で異議申立て等がなければ、知事宛に変更協議書の提出を行い県の同意を経て公告を行い、全ての手続が完了となる。

農振除外は、現地確認も含め慎重な審査が必要とされるため期間を要しているが、事務処理の効率化が図られるよう検討してまいりたいと考えている。

最後に、資料には申請受付件数を記載したので参考にさせていただけたらと思う。

農林課からは以上である。よろしくお願いします。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を行いたいと思う。まず調査事項、市の農振農用地の除外申請について質疑はあるか。野村委員。

○野村委員 農振農用地の除外の申請の関係で、沼田市は10月1日から10月31日までの年に1回だけの受付期間になっているわけであろう。これを例えば昭和村は年2回、受付をしていると思うのである。春に受付をして秋に受付をして、というふうに年2回、農振除外の申請の受付をやっているのである。ほかにも、この周りで川場村であろうか。やはり年2回受付をしているところがあると思うが、沼田市が年2回受付ができないという理由はどのような理由なのか、分かればお聞かせいただきたいと思います。

○農林課長 利根沼田管内の許可の受付なのであるが、昭和村が年2回受付ということで、4月と10月に行っている。ほかの利根沼田の市町村においては年1回ということで、時期が市町村により様々であるが、沼田市は10月、片品村が8月、川場村が3月、みなかみ町が9月というような形になっている。基本的にはいつ受付してもいいわけだが、この協議会の組織の確認であるとか、県との協議等に時間を要したり、また、沼田市の場合は件数が特に多いということで、いろいろなことに時間を要するため、期間を10月の1回ということで定めさせていただいているが、もう少し早めに受付をする等、見直しの余地はあると考えている。

○野村委員 先ほどの説明にあったように、除外の申請を出してから答えが出るまで、物すごく期間がある。そうすると、たまたま除外の申請を出そうと思っていた人がうっかりして忘れるということもある。もう間に合わない。10月1日から10月31日までの間で、もう締め切り間際になって気がついて手遅れになってしまう人がいるのである。そういう人の救済に春、受付をしていただけると、除外の申請をしようと思っていた人にとっては大変助かることなので……。それで申請の件数でいうと結構多いのである。それで最近では北部基盤整備、120町歩基盤整備をやっているが、その北部基盤整備の120町歩の中でも除外の申請を出して除外になっている部分はあるのである。だからあくまでも、いわゆる優良農地として基盤整備をやったところは申請を出してもなかなか外れないというのはかなり昔の話で、もう北部基本整備が、造成工事が終わって20年目は経っているから、そんなに除外の申請に、優良農地といえども、所有者の意向というものをある程度酌んで、その除外の申請を出さなくてはならない理由というのが、その土地の所有者に必ずあるわけなのである。だからその部分もよく酌み取っていただいて、それで万が一うっかりして、秋の申請に間に合わなかった人の救済として、4月にも受付をしてやるというような親心を持っていただけるとありがたいというふうに私は常々、もうずっと前からそう思っているが、何かそういうことを検討していただけると大変ありがたいなと思う。何か御意見があったら伺う。

○農林課長 この申請に関してもう少し柔軟に対応ができないかという内容になるかと思う

が、申請の書類が相当なボリュームになるが、いろいろな方がいろいろな内容で申請をしてくる中で、スムーズに内容が整う方もいればそうでない方もおり、農業振興地域の除外の申請の受付時点で、既に書類が整っていない方もたくさんおられるという中で、やりとりに時間を、最初の受付で要してしまう部分がある。さらにこちらのほうで内容を審査して受け付けたにもかかわらず、また県の事前協議等が重なっていくので、そこで修正であるとか内容確認という提案が求められるので、ちゃんと出してきた方と整っていない方がおられる中で、その辺のバランスが件数も多いとうまくいかないうちで、協議会で農業委員だとか、各農協の方も組織に入っているが、そこに意見を仰ぐ段階でも現地確認が伴ったりということで、時間を要してしまう都合があるので、同時進行で判断ができればよいが、そこがなかなかできない現状があるというところで、そこはまた出してくる方との連携にはなろうかと思うが、その辺をもう少し、うちのほうも丁寧に対応を重ねながら努力をしていくことで、今後の対応を考えていきたいと思うので、よろしくお願いします。

○野村委員 農地法というのは物すごく強い法律なのである。特にこの農振法という法律は一番強いのである。だから農振法という法律で個人の財産を縛りつけてしまっているわけである。だから土地の所有者がたまたま家の事情で自分の農地を手放さなくてはならないような事案が起きたときに、この農振法の網の解除が、とてもハードルが高いのである。それで受付が1回であろう。受付をしてから答えが出るまでに10か月ぐらいかかるわけであるから、そういうところを沼田市にという、農林課の課長にということよりも、先ほど課長が言ったように、県にそういう話をよくしていただいて、農地を守るというのは農地法の一番の目的なのであるが、農家の人を守るということも考えていかないと、これからはこういう農地をどうしても手放さなくてはならないような農家が恐らく増えてくると思うのである。だからそういうこともよく考慮していただいて、課長のほうから県にはその辺のところを強くお願いしていただければありがたいと思うので、答弁は結構であるからよろしくお願いします。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で農林課を終了する。

イ 観光交流課

・所管・調査事項報告

○委員長 続いて観光交流課の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いします。観光交流課長。

○観光交流課長 それでは観光交流課に通告をいただいた調査事項、ホテルルートイン沼田による経済効果について報告させていただく。まず、ホテルルートイン沼田の入り込み状況についてから御説明申し上げます。

去る令和6年2月の経済建設常任委員会において、産業振興課から報告をさせていただいたところであるが、令和5年10月のオープン以降、平日においてはビジネス利用90%、観光利用10%。休日においてはビジネス利用、観光利用それぞれ50%と説明したところであるが、過日ルートインを訪問し最新の状況として伺ってきた。平日においてビジネス利用、観光利用についてはおよそ前回の報告のとおり80%から90%と、10%から20%と、大きく変わったところはない。ただ、土曜日、休前日については、シーズンにもよると

のことではあったが、ビジネス利用が約2割、レジャー利用が約8割といった状況になっているとのことであった。

また、利用者数、利用率などについては事業者側の都合により非公表とされている。

次に、経済効果についてであるが、街歩きや観光の面においては、ホテルにて独自で作成した、ルートイン沼田周辺ガイドという飲食店ガイドや本市で作成している各種観光パンフレットなどもフロント、ロビーなどに置かれており、市街地への回遊の促進にも協力いただいているところである。また、宿泊のお客様から、利根沼田管内のおすすめ観光ルートなどを聞かれるケースも最近多くなってきたとお話もいただいている。また、都市計画課のほうになるが、呑みあるきチケットというキャンペーンにも積極的に協力をしていきたいという話も伺ってきた。また、実際に近隣飲食店において状況を伺ったところでは、ホテルの開業後は倉内通りの人通りが増えた、来客数が増えた、といった声を聞いた。何%、幾らくらいという話は当然伺うことはできなかったが、周辺の経済面での効果という部分、どこまでを周辺とするかもあるが、効果についても上がっているものと考えている。

それから、同じく今年の2月の本委員会において、産業振興課から雇用の面において、約70人の雇用創出があったと、人数は報告がされた。また委員のほうから詳細についてという話もあったので、その辺をルートインに伺ったところ、追加の情報というほどではないが、70人のうち約7割の方は市内在住であるとのことであった。全体の約9割については利根沼田管内の方が就業されているというお話であった。

経済効果であるとかそういった部分で、ホテルルートイン沼田のみならず、市内の宿泊施設においては、これからたんばらラベンダーパークの開園や沼田まつり、9月の沼田花火大会といった大きなイベントや、夏から秋にかけての果物狩りといった観光のハイシーズンを迎えるほか、7月7日から放映予定のアニメ、菜なれ花なれに伴う聖地巡礼など、レジャーに本市を訪れるお客様の利用が大いに期待される。本市への集客増及び経済的な効果が上がるよう、観光協会や商工会議所など関係機関・団体と連携を図りながら集客増、リピーター増に向けて取り組んでまいりたいと考えている。通告のあった調査事項の説明は以上になる。よろしく願います。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を受けたいと思う。調査事項、ホテルルートイン沼田による経済効果について質疑はあるか。木内委員。

○木内委員 利用者数、利用率などについては事業者側の都合により非公開ということであるが、10月にオープンして約8か月であるか。今後1年を通した見通しというか見解が分かると思うので、引き続き情報提供をしていただければと思う。その中で、今回雇用についてであるが、雇用の7割が市内ということで大変ありがたいことかなと思っているが、これはまた担当が違ってしまふかもしれないが、地元食材の利用についてお話というのは何か聞いていけば教えていただきたい。

○観光交流課長 申し訳ない。ちょっと漏れてしまっていた。ルートイン沼田の全ての取引にわたってお伺いすることは当然できなかったが、食材に関しては基本的に市内の業者と取引をさせていただいているということはお聞きした。ほかの、クリーニングやらそこまでの話までは聞けなかったが、利根沼田の食材を利用しているということで確認はさせていただいている。

○木内委員 もう1つお聞きしたいが、飲食店マップなどを配って周辺の飲食店は、恐らく

近いところは多少効果が見えているというか、集客につながっているのかと思うが、少し徒歩範囲で、歩けるところの広がりを見せていくための工夫があれば聞きたいと思う。というのは、印象の話であるが、少し離れた場所の飲食店の話を聞くと、ルートインの宿泊の方はそんなに来っていないよ、という御意見も聞くことがあるので、どうやって広げていくか、そういった計画があれば教えていただきたい。

○観光交流課長 皆様の分の用意はないのであるが、A4版の横で、ルートイン沼田周辺マップというのを作っていただいて、配っていただいているという話は先ほどさせていただいた。こちらに出ている範囲、お話を伺った中では、やはりホテルからぱっと出たときに目視で入る範囲というのが徒歩範囲だということらしいのである。そんなに離れていなくても目に見えないと、なかなか足を運んでもらいにくいのかなというような話をいただいた。こちらのガイドに出ているのが、例えばそこからは見えないが、東倉内町にある中華料理屋さんであるとか、離れたところという上之町付近の、例えば居酒屋さんであるとか、お土産屋さん、そういったものも出ている。カラオケができる場所を聞かれるということもあるので、本町通りのカラオケ屋さんとか、ボウリング場のところにあるお店を、スナック等と併せて紹介をしているというようなお話があった。まだ当然このマップの中に出ていなくても、そういう営業をされているお店はあるので、こちらからも、この作成に当たっての情報提供などをしていきたいと思っているし、名物、お土産なども含めて、ちょっと足を延ばしてもらえそうな資料提供などもしていきたいというふうには考えている。

○木内委員 それではもう1つ伺いますが、現在そのマップがホテルに置かれて、それをお客様が手に取って問い合わせしたり、自らそれを見ながら歩いて行くと思うが、先ほどおっしゃったように、これから掲載される店舗や飲食店を増やしていきたいというお話だが、最初に制作した段階では、こういったマップを作るので掲載はいかがでしょうかという話を、それぞれのお店にしたのか。

○観光交流課長 ここに載っているお店をどういうふうにピックアップしたかというところまではお伺いしなかったが、出ているお店はマネージャーさんなどが訪ねているというようなお話はお伺いした。併せて営業時間であるとか、全て訪ねてお聞き取りをしたものではないかもしれないが、例えばそのお店のおすすめであるとか、そういったものについても記載されているので、今のマネージャーさんは最初からのマネージャーではないが、情報収集はホテルのほうでもされているものと考えている。

○委員長 ほかに。相澤委員。

○相澤委員 御説明感謝する。このホテルルートインを造るに当たって、ある程度積算根拠を持って当時資料を出されたものかなというふうに思う。実際に年間で雇用がどれぐらいで、経済効果がこれくらいという資料が当時出ていたかと思うが、先ほども木内委員が言ったように、ホテルができてから8か月経つので、半年分の実績が出れば約、通年での実績というものが計れようものかなと思う。または、あと4か月もすればホテルができてから1年間の実績というものが出るかなと思うので、その実績を基にして当時の計画にどれだけ実績が近づいたか……。課が違うか。

○委員長 休憩する。

午前10時21分～10時32分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。相澤委員。

○相澤委員 検証を今後していくであろうかと思うが、各課との連携をよろしく願います。

○観光交流課長 先ほど、1回目の御説明の中で申し上げたが、連携している団体として、観光協会であるとか商工会議所、白沢・利根の観光地等を含めるのであれば利根の観光協会であるとか東部商工会があるので、そういったところと、このホテルだけということではないが、集客のほうを連携しながら努めてまいりたいと考えている。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 間違いなくルートインができたことによって、訪れる人が増えているわけであるから、いろいろな経済効果というのは、確実に生まれているのだというふうに思うのである。特に観光で利用されている方も多いようであるので、沼田の名物というか、以前だったらしか団子汁か何かのキャンペーンをやったりだとか、やはり美味しいお菓子というか、そういう名物をつくったり、そういう食べることのイベントを開く。そういうことをこれから考えて、引き続き何回も来てもらおうと、特に市街地だから沼田公園だとか、今度の大正ロマンだとか、一定の観光的な施設も整いつつあるわけだから、人が来てくれる可能性は大きいから、そういう来て楽しめる、それは食べ物だと思うのである。食だと思うから、そういったことに対して関係団体や観光協会や業者さんたち、事業者さんたちへの働きかけというか取組について何らかの検討をされているのか。あればお聞かせいただければと思う。

○観光交流課長 最初に、団子汁とか名物、そういう食のイベントであるとか、公園、それから大正ロマンエリアとの連携ということで御質疑をいただいた。本町通りで開催するイベントとなると多くが商工会議所であるとか産業振興課というところになってくると、大正ロマンエリアということになると、文化財保護課であるとか都市計画課という部署になると思うが、観光交流課とすれば、先ほどのルートインさんが作られた、例えばマップ以外にも食べ歩きガイドみたいなものを用意しているものもあるので、そういったことで観光協会や商店街連合会みたいなところとは情報共有しながら……。イベントの開催となると、先ほど言ったように商工会議所とかそういうところがメインになってくると思うが、そういうところとも情報共有は常に行っているので、何か行うということであれば、観光交流課のほうで協力できることは当然していきたいと思うし、公園でイベント開催の場合は産業振興課と観光交流課、去年も産業祭とか真田まつりを一緒にやっているの、そうなるちょっと通りとは離れてしまう部分はあるかもしれないが、泊まっていただいて、そういったイベントに参加してもらうような機会もつくればと思う。情報収集、また共有などは引き続き行ってまいりたいというふうに考えている。

○副委員長 先ほども言ったが、間違いなくルートインができたことによって訪れてくれる人、仕事にしろレジャーにしろ、増えているわけであるから、そういった人を地域、市内の中での経済というか、いろいろなものを買ってもらう、いろいろなところに行ってもらう。そういうことにつなげていかななくてはならない。観光というのは基本的には行政でいえば1つの課だけで対応できるものではなくて、様々なところで対応していくことになる。だから実際、大正ロマンエリアにしても沼田公園にしても、それぞれの担当課や担当団体があつたりしているわけであるが、それを束ねていく。束ねて、そういうルートインに来た人、ほかのホテルや宿泊所に来た人たちをそういう市内で観光してもらう、市内で飲食してもらう、市内で買い物をしてもらうという、そういう戦略を立てるところがはっきりしていないのではないかと。それぞれの担当任せになっているのではないかという気がする、そこを束

ねて、戦略的にそういう経済効果が上がるような取組を進める司令塔というか組織というか、担当は明確にしていく必要があると思うが、そういったことについて観光交流課としては何らかの考えがあるのか、お聞かせいただければと思う。

○観光交流課長 どこがメインになるかというか、要は事務局司令塔というお話だと思うが、現在、庁内でそれを束ねるところはないかと思う。市内全体のことで考えると、そういった部分というのは、先ほど申し上げた観光協会や商工会議所が観光や物産、飲食も含めた、会員さんがたくさんいらっしゃるということになるので、そういったところと常に情報共有、今日も観光協会と観光交流課の職員が打合せをしているが、そういったような機会をつくって……。司令塔に観光交流課になるというのとは別の話であったとしても、情報共有は常に行っていないと、バラバラに動いているようなイメージになってしまうかなと思うので、庁舎内でも連携できるところは連携していきたいというふうには考えている。

○副委員長 やはりそういう中心的になるのは、私は個人的には観光協会になるべきだと。観光協会が行政や商店街、飲食店組合、商工会議所を含めて取りまとめをしていきながら、宿泊者を市内に取り込んでいくというような取組を検討していくのは観光協会にやってもらったほうがいいのではないかな。やるべきではないかなと。だからそういったことの投げかけは、関係団体、商工会議所やそういう観光協会を含めて、これから検討していく必要があるのではないか。見ていると土日平日関係なく、夕方5時以降になると結構駐車場がいっぱいになっているから、それなりの人は間違いなく来ているのだというふうに思うから、それだけの人が来ているのだから、それを地域の経済の活性化つなげていくような、さっき言った食べ物のイベントだとか、美味しいもので新しい名物をつくるだとか、そういう観光ルートの提案をしていくだとか、そういう取組をこれからしていく必要があると思うので、観光協会を中心にしながら、そういういろいろな関係団体を含めて、協議をしていく必要があるのではないかと思うが、最後に課長としてのお考えがあればお聞かせいただければと思う。

○観光交流課長 なかなか厳しいのであるが、協会であるとか、先ほども出た会議所についても、これからいろいろ、最初のほうでも申し上げたが、沼田まつりであるとか花火大会とか、この周辺でやらないイベントも含めると、これからイベント目白押しということになると思う。そういったところで、せっかく来ていただける方が何万人という規模でいらっしゃるの、1か所のホテルということにこだわらず多くの人にお越しいただいて、多くのものを食べてもらう、買ってもらうということには何ら異論はないし、そういう方向で観光交流課も動いているつもりであるので、協会であるとか会議所のほうにも、委員会でこういうようなお話があったということは当然伝えさせていただくのと、繰り返しになるが、連携しながら、それぞれ情報共有をしながら進めてまいりたいというふうに考えている。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ以上で観光交流課を終了する。

以上で経済部各課の所管事項報告・調査事項説明を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

（事務局説明）

○委員長 説明が終わった。それでは次回の委員会については、事務局からの提案どおり実

施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それではそのように決定する。

以上で経済部を終了する。

(当局退室)

○委員長 休憩する。

午前10時40分～10時50分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(2) 経済部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 それでは(2)の経済部各課の調査事項検討・意見交換に入る。発言のある委員は挙手の上、願います。野村委員。

○野村委員 今のルートインの関係で、沼田のルートインというのは沼田市の企業誘致なのである。だから恩典をつけている。固定資産税も何年間か免除するし、地代も何年間か免除しているわけである。だから、ホテルルートインしてみると、そういう部分は沼田市に対しては大変感謝しているわけである。だから開業して1周年とか、あるいは3周年とかという節目のときに沼田市に対して、ホテルルートインのほうで、レジャーで来た人が年間これだけいました、ビジネスで来た人は年間これだけいました、金額なんかは言わなくていい。これだけいました、たとえば料金表が出ているのだから、幾ら売り上げがあるというのはすぐ分かるわけである。だからそういう感謝の意を込めた報告というのは、ルートインが沼田市にしなければならないわけである。そのくらいのことは、沼田市はホテルルートインに正々堂々と言うのである。そうでなければ、企業誘致で沼田市は面倒を見ているわけだから。ホテルルートインに対して、そういう意味では。だからそういうことを当局がやるのである。ホテルルートインに対して。そうすればホテルルートインだって、ちゃんとした報告をしないわけにはいなくなってしまうのである。そうすると、沼田にホテルルートインが出て、おおっぴらには言えないが、ずいぶんよかったのではないかという話にもなるし、それだけではなく、沼田市にとっても結構、あれだけのものが建ってくれたおかげで、ありがたい思いをしている人が結構いるのだという話にもなるのである。だからそれは経済部の調査事項の中に入れておいてもらって、そういう考えに当局の人たちの頭がなってもらわないと意味がないのである。沼田市が企業誘致した。そうであろう。地代だって、年間1,000万円だか1,200万円か。それを5年間分くらい免除している。固定資産税もそうであるし。建物の固定資産税は物すごい、あれは。そういう恩典があってホテルルートインは来たのだから、それなりの説明責任はホテルルートインにあるわけである。沼田市に対して。だから私はそういう調査をちゃんとやっておいてもらったほうがいいのではないかと思う。

○委員長 継続的に。何かアンケートを置かせてもらってもいいのである。宿泊でよく置いてある。その施設の。沼田市としてのアンケートの紙を。どのくらいそれを回収できるかは分からないが、例えば何割というので大体正式な数値は出せるから。だからそれで回答がちゃんと戻ってくれば、ある程度できれば、そういうことをやってもいいのではないかと思うのである。一大事業であるから。

○相澤委員 そもそも企業サイドとして出せない情報というのがあると思うが、こちらサイ

ども調べられる内容は調べるというのが、本来なのではないかと思うので、先ほど言ったアンケートとか。

○副委員長 そういふアンケートを置かせてもらふというのはいい手だと思う。

○委員長 当局への提案。

○副委員長 そういふ経済波及効果というの。

○委員長 調査事項報告みたいに言い方を変えてしてもらふか。どう聞くか。

○木内委員 アンケート調査による把握は視野に入れているか。

○委員長 質疑レベルな感じもする。

○野村委員 相澤委員が考えていることが、言葉でうまく表現できないが、要するにホテルルートインができるときに、ホテルが来るとこれだけの効果があるとちょっと大風呂敷を広げたのである。それで反応がすごかったのである。そんな大きい経済効果なんて絶対はないよ、と。積算の根拠がおかしいのではないかと。クレームがついて大騒ぎした経過がある。だから当局が説明したことは、具体性に欠けているのではないかと。積算の根拠そのものが。だけれども、ある程度はもう経済効果が出ていなくてはならない。

○委員長 今度は観光交流課ではなく産業振興課に。

○野村委員 その辺の数字をもう1回よく見直して、このぐらいが想定されるのだろうというような数字くらいは、出してもらえないかという話で。

○副委員長 先ほど相澤委員も言ったが、幾らくらいの見込みがあるのだということは言ったわけだから、それに対してどうなのかということは検証していく必要があるから、今度は産業振興課に聞いてみればいい。

○委員長 ルートインの経済効果について。前も聞いた。

○副委員長 2月に聞いている。そのときは産業振興課だった。

○委員長 別にもう1回聞いていい。もうすぐ1年になる。

○木内委員 1年を待つか待たないかというのもある。

○委員長 それでもいい。1年のタイミングでもう1回聞くとか。

では産業振興課に対して同じ質問するが、とりあえず1年を待つということによろしいか。

○野村委員 そのほうがいいのではないか。

○委員長 1年待つ。そのほうが区切りがいい。言いやすい。

○副委員長 11月で。

○委員長 11月である。それだけちょっと忘れずにいてもらってまたそのときに。

ほかに何かあるか。木内委員。

○木内委員 インバウンドについて、どの程度の人が沼田市に来ているかを割り出す方法とこのを考えていったほうがいいのではないかというか、これからいろいろ計画を立てていく事業者からすると、どの程度今外国の方々が来ているかというのが、分からないと。

○委員長 沼田市のインバウンドについてみたい。大きいところで聞いて、質疑で聞いていく。

○木内委員 外国の方が来ている人数はどのように把握されているか。

○副委員長 インバウンドの状況についてということを出して、実際何人来ているのだとか、そういうことを。

○木内委員 休憩願う。

○委員長 休憩する。

午前 11 時 01 分～11 時 04 分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

ほかに。副委員長

○副委員長 今年市街地に結構熊やイノシシが出たりするので、その状況と改めて対策、市街地における熊やイノシシの出没に対する対策についてというので。

○委員長 今あちこちに熊が出ている。鉄砲も撃てない。

○副委員長 鉄砲も撃てない。柵を設置するわけにもいかないから。その辺どう対策を考えているのか。何回ぐらい目撃情報があつて、それに対してどういう対策を取っているのかと、言うことを含めて聞きたい。

○委員長 ほかに。齋藤委員。

○齋藤委員 7 月からアニメ菜なれ花なれが放映されるので、これは観光と産業、両方にかかると思うが、観光交流課の資料に書いてあることだと、レジャーに本市を訪れるお客様の利用が大いに期待される、経済的な効果が上がるよう関係機関と連携を図ってまいりたい、とあるが、具体的にどんなことを行っているのかを知りたい。観光交流課であるか。

○副委員長 観光交流課であろう。今まで報告してくれていたから。

○齋藤委員 では観光交流課で。アニメ菜なれ花なれの放映開始に伴う観光協会など関係機関・団体との連携や取組について。

○副委員長 それをどういうふうにやるのかということ。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければここで調査事項について事務局に確認をさせるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

(事務局 調査事項について確認)

○委員長 確認が終わった。ただいまの内容のとおりとさせていただくのでよろしく願います。

以上で経済部の調査事項の検討と意見交換を終了する。

それでは準備のため休憩する。

午前 11 時 09 分～11 時 10 分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(3) 都市建設部各課の所管・調査事項報告

ア 建設課

・所管・調査事項報告

○委員長 それでは、次第の 3、(3) 都市建設部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。最初に建設課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いする。建設課長。

○建設課長 調査事項、薄根川サイクリングロード崩落箇所に係る県との協議はどうなっているかについて報告する。

4 月の常任委員会の後に、沼田土木事務所と協議を行ってきた経過を説明させていただく。

4 月の下旬に、沼田土木事務所施設管理係長に過去の経過等を説明し、県での復旧を要望

しているが、県の復旧方針等を確認したいため、協議をしていきたいとお願いをした。市は既に天狗橋の部分を市道認定の解除をして、現在は県管理であるとその場でも伝えた。施設管理係長は、この件に関し引継や資料等も見当たらないので、調査の時間を要するとのことであった。

また、5月上旬に沼田土木事務所長、次長が来庁し市長に対し、ぐんま・県土整備プランのヒアリングを行った際に、薄根川サイクリングロードの天狗橋復旧に関し、状況を説明し、現在、施設管理係と協議をしている事を伝え、改めて県での対応を要望した。

その後、6月上旬に沼田土木事務所次長・施設管理係担当者と、薄根川サイクリングロードの復旧について協議を行った。

その際、県がサイクリングロードを整備した記録や、市から県へ管理を返還した経過等を確認するために、時間を要するとのことであったので、協議を継続し、県での復旧を要望していきたいと思っている。

以上が、天狗橋の復旧に係る沼田土木事務所との協議経過である。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行う。まず調査事項、薄根川サイクリングロード崩落箇所に係る県との協議はどうなっているかについて質疑はあるか。野村委員。

○野村委員 これは基本的にはいわゆる砂防の管理区域の中で、この資料の図面を見ると、群馬県が管理している範囲の中にこの崩落現場があるわけであろう。そうするとこれを復旧するのは、基本的には県がやる仕事なのか。県が沼田市にここで工事をしてもいいよと言ってくれたら沼田市がやる仕事になるのか。そこをまず教えていただきたい。

○建設課長 サイクリングロードができたときに、県から市に管理委任された。市が管理をしていたが、そこで災害が起きてしまって、市で直したいと話を持っていったが、委員がおっしゃるとおり、砂防の関係とか、ハイウォーターの関係で、駄目だと言われた。市がもうできない状態に陥ってしまったので、その部分の市道認定を外して県に管理の委任をお返ししたということになっている。であるので、そこを工事で復旧するというのを考えた場合は、現状県にやっていただくほか方法はないというふうに考えている。

○野村委員 結局砂防の関係で、なかなかその砂防の指定の中での土木工事というのは極めて難しいという話を聞いているのである。だからそういうことが障害になっているのかとは思っているのだが、これは私が現地に行って撮った写真なのだが、何と言ったらいいか、元々の工事に不備があったのかどうかとを感じるくらい、どさっと抜けているのである。それでもう年数的にも相当経っているのである。こういう状態になって。それなので、ここをサイクリングロードとして楽しんでいる市民の皆さんがこの部分だけを迂回して、車がどんどん通るところに迂回しているということが何年もここで続いているわけである。だから早く市民のためにもこれを復旧して、昔のように楽しんでサイクリングロードとして使えるようにしてもらいたいというのが市民の皆さんの希望なのだが、結局、県がいつ頃から工事を着手して、やるという具体的な話というのはまだ沼田市には届いていないということか。

○建設課長 そこまでは全然まだ、白紙の状態というか、その話が土木事務所の中でも調べなければ分からないというような状況であるので、その件に関して本課とも協議をしたりとか、資料を調べたりとか、そういった話から進めていきたいという状況である。であるので、いつからとかそういう段階の話では今のところない。

○野村委員 分かった。そうすると当面は本当に事故に遭わないように気をつけて、ここを迂回して利用していただくというような説明をここを利用している人にすると。今の段階ではそれしかないということになるうか。

○建設課長 野村委員のおっしゃるとおり、そういったことをしていかなければならないと思う。周知等も、看板に迂回路のお知らせとか、それを貼り付けて、赤字で迂回ルートを示させていただいたので、そういったことから徐々に進めていきたいと思っている。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ以上で建設課を終了する。

イ 都市計画課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、都市計画課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いする。都市計画課長。

○都市計画課長 調査事項１、３・３・１環状線（栄町工区）事業の今年度の事業内容について報告する。資料１ページを御覧いただきたい。３・３・１環状線（栄町工区）事業の今年度の事業内容についてであるが、市街地の円滑な交通ネットワークの形成を図り、地域経済の発展及び市民活動の活性化等に資するため、都市計画道路３・３・１環状線、認可区間１，３３７メートルの整備を進めるもので、令和５年度からの繰越事業も含むが、図面上青で表示されている部分、沼田大間々線地下埋設ケーブル移転補償、支障物件の調査業務及び用地買収４２３．７平方メートルを計画している。懸案の暫定交差点改良については、地下埋設ケーブルの移設と大間々線より東側事業用地南側の用地取得、公安委員会、土木事務所との協議が終了できれば、着工できる見込みとなる。

次に、中心市街地土地区画整理事業の今年度の事業内容について報告する。資料２ページを御覧いただきたい。中心市街地土地区画整理事業の今年度の事業内容についてであるが、中心市街地のまちづくりを進めるための都市基盤の整備を行うもので、令和５年度からの繰越事業も含むが、区画道路工事６街区南側８－８－１（須賀神社通り線）の側溝工事、４街区南側８－８－２の道路新設工事、２街区東側３－６－２道路新設工事、４街区北側電線共同溝整備設計委託などである。建物移転については、２街区東側１棟、４街区西側の１棟を予定している。

続いて、資料にはないが、１件報告する。三峰林道盛土箇所の開発における経過と現状についてであるが、令和６年５月３０日付けで、指摘事項のあった委員に回答書等を配付し、再検討を依頼していたが、６月１０日で委員からの指摘事項がなくなったので、協議終了の旨を本日申請者宛てに通知する予定である。

各法令の手続が済めば着手が可能となる状況となるので、速やかに着手できるよう、土砂条例所管である環境課、林道所管である農林課などと連携し指導してまいりたいと考えている。都市計画課からは以上となる。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行う。まず調査事項１、３・３・１環状線（栄町工区）事業の今年度の事業内容について質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 今年度どこをするかというのはよく分かった。それで県道との交差点から見て、

西側か、利根実のほうに行って、黄色く塗られているところで令和7年以降工事の残りという部分があるのである。県道から西側のところの。でもここはもう実際、用地買収も済んで、一定程度の工事も、たしか道路の形態ができていて、アスファルトの舗装になっているわけであるから、県道との交差部分はなかなかまだ難しいということだが、この黄色く塗られている交差点より西側の部分についての工事は、令和7年度以降の工事ということであるから今年度はしないみたいだが、もう既に一定程度の工事が済んでいるのだから、今年度中に完了させるということはできないのか。

○都市計画課長 副委員長のおっしゃるその部分については、状況としては、工事は着手できる状態にはなっているが、供用が開始されないまま工事の仕上げを行ってしまうと、またその交差点まで早く、なぜつながらないのだという話もあると思うし、あとは順番的に予算を用地買収であったり、そちらのほうをまずは集中して行いたいという考えがある。状況的には表層残しの状態になっているが、そこを先にやってしまうとまたいろいろな期待が膨らんでしまうかなという、そういうジレンマもあったりする。

○副委員長 完成させても供用ができないということで、工事については見送っているという状況で、あそこまでやっているのだからもう完成させてもいいかなというふうに正直言っていたので、分かった。それと、今度は交差点の東側、まだ用地の未買収部分というので、薄く黄色で塗られている部分が幾つかあるが、そこが令和7年度以降の用地の取得となっているわけであるが、用地の取得を早く進めていかないと工事の着手もなかなか進まないわけであるから、この東側の部分で用地の取得がされていない、薄く黄色で塗られている部分の用地買収は、もう今年度からやっていってもいいのではないかという気がするが、令和7年度以降というふうになっているが、これは何か理由があるのか。

○都市計画課長 東側の部分については、用地交渉には当然、現時点でも入っている。交渉中ということで、この部分については、現道の北側・南側と同一の人が持っていたり、そういう状況的に複雑な部分もあり、用地買収をするのであれば北側・南側同時に取得をしたい。それに絡めて本線の北側に副道ができるわけなのであるが、その副道部分も同時に用地交渉しているという状況もある。東側については用地交渉の状況、ということで御理解いただきたい。

○副委員長 では実際、令和7年以降用地補償残というふうになっているが、実際には交渉自体は進めていると。令和7年度以降にならないと交渉なり取得はしないという意味ではなくて、もし今年度交渉がまとまれば用地の取得まで行く可能性もなきにしもあらずという理解でいいのかどうか、そこは確認をさせていただきたいのと、あと地下ケーブルの関係で、東電だとか、多分N T Tとかもあるのではないかと。いろいろなものがあると思うが、もしそことの交渉状況、スムーズに進んでいるなり、何か大きな課題があるとか、補償費が大きいかかるとか、そういった課題があるのかどうか。その辺を最後にお聞かせいただければと思う。

○都市計画課長 東側の用地の部分については、地権者との内容がまとまり次第、契約のほうの手続をしたいと考えている。2点目の東電の関係については、現場はおおむね移転補償の工事が完了しており、あとは精算等の書類整理の段階となっている。

東電については移転補償という形で、N T Tとガスについては工事と同時施工でやる予定になっている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に、調査事項2、中心市街地土地地区画整理事業の今年度の事業内容について質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 今年度は道路の新設だとか、そういったことが主になるのではないかと思います。それで実際、仮換地だとかそういったものを、どれぐらい引き上げるように見込んでいるかどうか、今年度において。道路の新設だとかそういう工事の内容は分かったが、仮換地をどこまで引き上げていくのか、そういう見込みを持っておられるのかどうかお聞かせいただきたい。

○都市計画課長 仮換地をどのくらい引き上げるかというところであるが、この2ページの図面上で、スクリーンがかかっていない部分、3街区、5街区、6街区、7街区がまだ仮換地指定がされていない部分となっている。各街区で今、街区会議ということで、仮換地の案を皆さんと協議をしているところなのであるが、協議が調ったところから速やかに仮換地指定の作業に移りたいと考えている。

○副委員長 今日いただいた表の中の7街区のところに、仮換地指定見込みというふうに書いてあるが、これは今年度で仮換地が指定できるということで理解してよろしいのかどうかということと、あと全くまだ何もなっていない3街区、5街区、6街区の見込みというか、仮換地の見込みについては、どのようにお考えなのか。今年度は無理だけれど新年度以降には何とかなりそうだとか、そういう見込みがあればお聞かせいただきたいと思う。それと4街区についても、仮換地が指定されたとはいえ、実際は空き地のままになっているだけなので、その事業、何か建物を建てるとか、そういう事業について何らかの検討がされているのかどうか、分かれば教えていただきたい。

○都市計画課長 この図面上で、7街区のところに仮換地指定見込みと書いてあるが、これは7、5、3、6全部についての表記であるので、申し訳ない。皆さん各街区で協議いただいているので、協議が調い皆さんの合意形成ができたところから、ということである。

あと4街区の移転が進んだところの再建予定の話であるが、再建する地権者と情報交換等しながら、なるべく有効的な利活用ができるような形で協議は進めてまいりたいと考えている。

○副委員長 7街区のところに仮換地指定見込みと書いてあるからこだけやるのかというふうに理解したので、申し訳ない。それと4街区についてはまだ、今の答弁だと全く見込みが立っていない。何をするかという計画が立っていないのではないかという気がするが、今後仮換地指定をしていくに当たり、建物を取り壊したり移転をした際には、もう次の事業で何をするのかということを明確にしていかないと、仮換地をしたからといっても、空き地だけが増えるだけになりかねない。だからそこは協議を十分詰めていく必要があるのではないか。結果としてそういうふうに、具体的に次何をするかという事業計画まで検討していくとなると、なかなか仮換地も進まなくなって、結局事業自体にさらに時間がかかっていくのではないかという感じがするし、せっかく仮換地が進んだとしても、中心市街地の活性化というたい文句で始まった事業は、なかなか中心市街地の活性化にならない。そういうことになってしまうし、せっかく上之町の大正ロマンエリアということで街なか観光ではないが、そういうことも、新たな事業展開をしていくことのマイナスイメージになってしまうので、

その辺の協議というのをどういうふうに進めていくのかということ、しっかりと計画性を持っていくことが必要だと思うが、仮換地指定に向けて今年度、こういった姿勢で臨んでいけるのか、最後にお聞かせいただければと思う。

○都市計画課長 将来的なビジョンとか、関係地権者のライフプラン等もあるので、関係する方のいろいろなお知恵をお借りしながら、活性化につながるようなことを皆さんと協議していければと思う。大正ロマンの建造物が完成したので、その部分も踏まえて関係する所管であったり関係する団体と、そういう内容も含めながら、活性化に寄与できるように進んでまいりたいと考える。

○委員長 ほかに。相澤委員。

○相澤委員 今、上之町の区画整理事業の道路の脇に電柱が建っていたかと思うが、あれは道路拡幅をすると電柱が車道内に含まれるようになるのかと思うが、新たに建った電柱は道路拡幅を今後したときにセットバックしていく、もしくは地中化していくということを想定されているのか、お聞かせいただきたい。

○都市計画課長 この事業において、本町通りについては無電柱化の事業を進める予定となっている。現在、上之町の1街区は、既に電柱がなくなっているかと思うが、それで今2街区側の電柱が残っているわけなのであるが、歩道の中に昨年度、電線共同溝という工事をし、その中に地上の電線を全部入れてその工事が終わると抜柱ができるという、そういう流れとなっている。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ追加報告のあった三峰林道盛土箇所の開発における経過と現状について質疑はあるか。野村委員。

○野村委員 事前協議が終了して報告が終了し、着手ができるという説明であったと思うが、太陽光を設置することについて着手ができるという、そういう解釈なのか。

○都市計画課長 今回の都市計画課で所管している開発協議については、太陽光を整備するという開発計画となっているので、その工事が着工できる状態にはなったということである。ただ今回は環境課が所管する土砂条例の関係もあるので、土砂条例の申請に伴う許可というものは今後出るような形になると思うので、その許可が出た後に着工という流れになろうかと思う。

○野村委員 今日新聞に盛土のことが出ていたであろう。全市に規制をかけるというような。今回の三峰の現場はそれに該当しないのか。あの盛土は。

○都市計画課長 その盛土規制法が、今現在エリア決めをしているところになる。基本的に群馬県内は全て規制区域ということになろうかとは思われるが、ただ盛土規制法の規制の開始時期は来年度からになるので、今回の案件は既にある盛土になろうかと思う。新しい法律の適用にはなっていないのかなと。

○野村委員 ということは事業者がなかなか工事に着手しないで、時間がずっと経過して、そうすると今度は今の説明のような規制の対象になってしまう可能性があるのではないか。

○都市計画課長 その盛土規制法の関係については今後の話になるので、未着工のまま今の状態が続いた場合の扱いについては、今後いろいろな内容を検討したり、法律がどこまでどういう形で及んでくるのかというのは研究・検討したい。

○野村委員 所管が変わるから農林課になってしまうが、今回、太陽光パネルを設置することで工事が始まるであろう。そうすると当然あのぐちゃぐちゃになった林道を車が行ったり来たりするであろう。それで全部が終わったら責任を持って傷んだ林道を直しますという話まで確約を取っているわけであろう。今回この協議が終了したということは。だからそこは担保してあるわけであろう。そこを最後教えていただきたいと思う。協議の終了の報告を出すのなら中身にそこが当然入っていなければおかしいであろう。

○委員長 大丈夫か。分かる範囲で。

○都市計画課長 そちらの林道の話についても、条件の中に入っており、その内容について必ず遵守しますという回答をいただいた上での協議終了という形になる。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で都市計画課を終了する。

ウ 上下水道経営課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、上下水道経営課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いします。上下水道経営課長。

○上下水道経営課長 それでは、上下水道経営課の報告事項、第1回沼田市水道料金あり方検討委員会について報告する。

沼田市水道料金あり方検討委員会については、資料1ページの沼田市水道料金あり方検討委員会設置要綱に基づき実施するもので、3ページの検討委員会委員名簿に掲載されている6名の方に対し4月18日に市長より委嘱の上、5月24日に第1回目の会議を行った。

会議については、4ページの次第、5ページからの資料に則って説明し、第1回目は本市水道事業の概要、水道料金の仕組みや課題、財政収支の見通し、経営戦略等についてお話しさせていただき、主にこれからの水道料金の在り方についての根幹となる部分の説明を行っている。

主な内容についてであるが、まずは次第3、沼田市水道事業経営戦略の説明をした。

今回の水道料金の見直しの根拠となる大変重要なものであるため、4月12日の本常任委員会でも使用した経営戦略概要版を用いて、委員会と同様の説明をした。経営戦略概要版については、この後説明する追加資料においても添付させていただいたので必要に応じ御確認いただきたい。

4月の常任委員会の中でもお話しているが、この経営戦略の中で料金改定の検討を行っており、急激な負担増を避けるため、一定期間を置いて2段階で改定するプランとしている。

1回目の改定時期は令和7年度を想定し、現在の料金と比較し平均29%、2回目の改定時期は令和12年度を想定し、現在と比較し54%の増額と算定した。

この想定改定額は、料金の総額として54%の増額が必要になるという意味であり、すべての利用者の水道料金が一律に54%上昇するという意味ではない。

使用水量区分に応じ、改定率を考慮することは必要と考えているので、一般家庭等の水道料金に配慮した料金体系を検討委員会の中で、協議していただくよう進めたいと考えている。

また、令和12年に想定している2回目の改訂前に、その時点での経営戦略を策定し、そ

れを基に改めて検討委員会を設置し、適正な料金について御審議いただくこととなる。

次第４の議題に入り、１、検討委員会設置の目的の７ページ、資料１－３検討委員会のスケジュール（案）を御覧いただきたい。

スケジュールについては、５月２４日に第１回目の検討委員会を開催、６月２８日に第２回目を予定している。９月まで月１回、合計５回の委員会を開催し、新しい水道料金体系の方向性を決定し、答申案の内容について御審議いただく予定である。その後、ここに記載はないが、１０月中に委員長より市長に答申書を提出していただくこととなっている。

２、沼田市水道事業の概要については、８ページ、９ページで沼田市の給水人口や区域、施設の状況、１０ページで水道料金改定を含めた水道事業の沿革についてお話しした。

３、水道料金のしくみでは、料金体系等について説明した。１２ページの３－４料金算定に関する法令であるが、水道事業については地方公営企業法の適用を受けることとされており、この適用により一般会計とは別の企業会計として独立して運営され、「独立採算の原則」に基づき、必要な経費は、税金ではなく、基本的には、料金をもって賄うこと、また、水道料金は一定期間、安定的に財政均衡を保つことができるよう、おおむね３年を見据えた期間で設定することについて説明した。ただし、３年ごとに水道料金が変わることは市民生活への影響が大きいことから、実務的には５年ごとに水道事業経営戦略を改定し、見直しを検討していくこととなる。

次ページの４、沼田市の水道料金を御覧いただきたい。下段に沼田市上水道の現在の水道料金体系を掲載している。御存じと思うが、この現行料金の適用開始日は平成５年４月１日で、すでに３０年以上据え置きとなっている状況である。

１４ページの資料４－３では、現行水道料金の水準について示したもので、１か月当たり２０立方メートル使用の場合、本市の料金は県内では平均的な水準にある。

次のページの５、財政収支見通しである。資料５－１では、本市水道事業の使用水量と料金収入の実績及び令和１５年度までの見込みを示している。料金改定を見込まない場合、共に減少傾向となり、１６ページ、資料５－２では、給水人口と有収水量の実績及び予測数値について、どちらも令和１５年度まで減少傾向が続くことを説明した。

次に資料５－３を御覧いただきたい。本市水道事業の収支実績並びに予測を数値で示したもので、令和１３年度以降に浄水場更新に伴う減価償却費や利子などの資本費の発生により、急激に収支が悪化することが予想される。

下段６、沼田市水道事業の課題については、各議題を踏まえた本市水道事業の課題である。資料６－１では、時代の移り変わりへの対応として、人口や水需要の減少、耐震化、財源確保など、本市だけに限らず全国的な問題となっているものが課題として挙げられている。

２０ページの資料６－２、事業継続運営における課題として、収益的収支の実績、見通しを示し、今の料金水準で運営した場合は、令和１３年度から赤字決算が見込まれ、安定した経営維持が困難な状況となることをお話しした。

以上が委員会資料の説明である。続いて、委員会の中でいただいた御意見について、主なものとして、「新浄水場の建設や耐震管更新率を上げるには、多額の費用が発生するが、水道料金で賄うか、一般会計で補填して料金が大きく変動しないように対応するなどの検討が必要である。短期、中長期の計画を精査し、次世代に負担をかけないようにしたい。」「人口が減少するので料金を上げるだけではなく、新浄水場建設により維持管理費が減少するこ

とや、将来を見据えると改定しない場合、水道事業が継続できなくなることなどの状況を丁寧に説明したほうがよい。」「中山間地域にある沼田市においては、高低差の大きい地形的条件により、多数の簡易水道が存在し、市内の5割弱の給水人口を有している。上水道と簡水の料金比較資料を提示してほしい。また、簡易水道についても近い将来見直しが必要かと思われる。」などの意見があった。なお、詳細については今後、議事録をホームページに掲載する予定である。

第1回沼田市水道料金あり方検討委員会の報告については以上となるが、お時間をいただき、こちらの追加資料について御説明させていただく。

資料をお配りするのが遅くなり大変恐縮であるが、本議会で一般質問をいただいていることや新聞報道、また、水道料金あり方検討委員会の協議も本格的に始まったことを踏まえて、改めて、水道料金改定に係る今後の進め方について全議員の皆様へ配付させていただき、本常任委員会の皆様については、この場で資料をお配りさせていただく。

内容については2枚目の、水道料金改定に係る今後の進め方についてを御覧いただきたい。水道事業経営戦略や今後についての説明となる。それでは朗読させていただく。

1のはじめに、持続可能な水道事業の経営と安心・安全な水の供給を行うために、新規用地による浄水場の更新を決定し、施設の更新に向けて準備を進めている。

施設の更新を行い、安定した供給を行うためには水道料金の見直しは避けて通ることはできない。そうしたことから、現在、沼田市水道料金あり方検討委員会に水道料金に係る改定を諮問し、慎重に検討を行っている。

2、沼田市水道事業経営戦略の策定。令和6年3月、経営戦略を策定し、新たな料金として次のプランを想定した。(1)急激な料金の値上げを抑制するため、一定期間の中で2段階で改定を進める。(2)2段階の改定は、次のスケジュールと改定率とする。ア、第1回目の改定は令和7年度とする。現行に対して平均129%を想定する。イ、第2回目の改定は1回目の改定から5年後の令和12年度とし、現行の料金に対しておおむね154%を想定する。

3、沼田市水道料金あり方検討委員会について。上記水道事業経営戦略に基づく水道料金の妥当性等を検討するため、次のとおり検討委員会を設置する。(1)目的。ア、識見を有する者等から広く意見を聴取すること。イ、次に掲げる事項について協議をする。(ア)沼田市の水道料金の見直しに関すること。(イ)その他管理者が必要と認めること。ウ、沼田市水道事業の管理者の権限を行う市長に意見書を提出すること。(2)組織。学識経験を有する者、行政運営に知見を有する者、市内の公共的団体の代表者又は代表者から推薦された者などから6名以内で組織する。(3)検討の進め方。こちらは予定となるが、第1回目の会議を令和6年5月24日に開催し、今後おおむね毎月1回会議を開催し、新料金体系を本年10月に委員長から市長へ答申する。

4、沼田市水道料金あり方検討委員会からの答申を受けた後の進め方。こちらも予定となるが、委員長から令和7年度の新料金体系に係る答申を受けた後は、次のスケジュールを予定している。令和6年12月、新たな料金体系について議会報告。令和7年3月、水道事業供給条例の一部改正。令和7年4月、市民への周知としてチラシを全戸配布、広報ぬまた、市ホームページなどを予定している。令和7年6月、新たな料金体系での最初の検針業務を開始する。令和7年7月、新たな料金体系での納付書発送となる。

令和12年度想定 of 料金改定の際には、事前に水道事業経営戦略を見直し、改めて水道料金あり方検討委員会にて御審議いただくこととなる。

今後の進め方については以上となる。

資料としては、そのほかに、沼田市水道事業経営戦略概要版、水道料金あり方検討委員会のスケジュール・委員名簿・設置要綱、参考として、ホームページ掲載状況をお配りした。

上下水道経営課からの報告は以上である。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について質疑を行う。まず第1回沼田市水道料金あり方検討委員会の報告について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ追加資料の、水道料金改定に係る今後の進め方について質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 新年度、令和7年度で29%の引き上げ、それと令和12年度で19.4%というふうに改定率が示されているが、この改定率というのは、基本料金と、超過分を含めて、それぞれが29%、基本料金も29%、それから超過分も29%上がるという理解でいいのか。それを確認させていただければと思う。

○上下水道経営課長 値上げというか改定が予定されている料金の中の体系はどうなるかというような御意見かと思うが、現在、経営戦略の中では、試算を行い、水道料金収入、当然その中に加入金等も含まれているが、水道料金収入として全体として、先ほどおっしゃった29%なり54%なりが必要という経営戦略の中での結果であり、今お世話になっている水道料金あり方検討委員会の中で、例えば口径別にそれぞれどのくらい上げるとか、そういうものを検討していただいて、最終的に総額でこの改定率になるように現在、付議している状況である。

○副委員長 分かった。では、最終的に基本料金を幾らにするとか、それは後からか。当面、今の段階では一応29%と19.4%で、最終的に54%の料金改定になるということで進めているという理解でよろしいのかどうか確認させていただきたいのと、29%を料金改定することによって、どれくらい収入が増えるのか、また令和12年度で2回目の改定を行って154%となった時点では、大体どれくらいの収入が増えるというふうに見込まれているのか、その額を教えていただければと思う。

○上下水道経営課長 まずどのくらい収入が見込まれるかというお話であるが、令和7年度の水道料金収益の見込みであるが、本当におおむねで申し訳ないが、おおむね1億円弱という感じである。令和12年度に見込まれる料金収入であるが、こちらはおおむね1億5,000万円という試算になっている。それともう1つ、最初の質問で申し訳ない。どのようなものか確認させていただいてよろしいか。

○副委員長 最初にお聞きしたのは……、そんなにたいしたことではない。また聞きに行く。申し訳ない。もう結構である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で上下水道経営課を終了する。

休憩する。

午前11時49分～11時49分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

以上で都市建設部各課の所管事項報告・調査事項説明を終了する。

それでは次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、その日程ということで決定する。

以上で都市建設部を終了する。

(当局退室)

(4) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 それでは、次第の(4)都市建設部についての調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員は挙手の上お願いします。木内委員。

○木内委員 先ほどの盛土の関係で、現在川田地区にどちらかの土が運ばれているか。

○委員長 それはみんな許可をもらっているみたいである。川田の件は。私が聞いた話では、許可をもらっている残土処分ということであるが、明確に話はもらっていないので、それを聞くか。

○木内委員 許可をもらっているのは分かるが、これは市民部の環境課のお話になるのかもしれないが、何か建設される……。

○委員長 開発の関係で都市計画課に聞く。

○副委員長 どういう開発を計画しているかという、そういう形で聞けばいいのではないか。

○木内委員 前もお話したことがあるかもしれないが、上発知町のある場所に去年、運ばれていて、それは結局何かを建設する目的ではなく、ただその土の処分で、当然許可も取ってあって標示物もあったが、そういうものが埼玉県だとか、場所がないところから運び込まれることが多くなっているのではないかと感じる。

○委員長 多い。その土砂関係は環境課になってしまって、もし開発の何か協議があれば。なければ取り下げで。ただ土砂処分だけであれば所管が違うからなしで。何か開発協議がされているのであれば、情報として提供いただければというところであろう。

○副委員長 面積によっては都市計画課が対応する場面もあるのではないか。どのくらいの広さか。

○木内委員 委員長が承知しているのは結構な広さか。

○委員長 そこまでは聞いていない。

○副委員長 最低限度、広さはどれくらい、例えば上に何か建てるとか事業を予定していないにしても、面積的にはどれくらいになるのかというのは、多分都市計画課に届けが出ないと。

○委員長 開発の協議を行っていれば。内容も含めてである。情報提供をいただければありがたい。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければここで調査事項について事務局に確認をさせるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

(事務局 調査事項について確認)

○委員長 確認が終わった。ただいまの内容のとおりとさせていただくのでよろしく願います。

以上で都市建設部の所管に係る調査事項検討と意見交換を終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 それでは、(5) 今後の日程について事務局より日程案説明を行う。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。皆様そのように御承知おきいただきたいと思うのでよろしく願います。

ほかに、委員から何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。